

負担の決定などを行うだけでなく、全ての活動に棒組が働く。昔のチャワンは権威を持つが、経済力や読み・書き・ソロバン初め相当の知識がないとなれなかつた。まず、部落内で負担しなければならぬ年間の寄付金、負担金のすべてを、代納できる経済力がある。それらは全て年末行われる大算用で「割割」に割りかえ、集金するという仕組みだった。

割割は戦前の等級割に似た経費の負担方式である。負担の全体を二〇〇合とし、最低は一合、最高九合(昔は最高二升)とする。それを各戸の所得と資産により負担率を決め、平均五・五合とし、案分する。相互扶助方式であるとして、較差を次第に縮小しつつも長く続けられたが、一九八九(平成元)年に廃止された。

瀬丸池関連の棒組 瀬丸池の水で灌漑をうける地区のうち、豊中町上高野地区下横井水利組合・同河原池脇之池・笠岡七尾深谷池には昔の姿をかなり残している(昭和二年四月農地調整水利。高瀬町域とは関係ないが、瀬丸池の水掛りに関するため、少し長くなるが説明を加える。

深谷池は江戸時代瀬丸池掛であったが、一八九四(明治二十七年)それを脱した。現在は、水利のすべてを湯頭(前出)と呼ばれる棒組代表が昔のとおりつかさどり、上高野寺岡地区約一五畝の田を灌漑する。

毎年三四五月頃二棒組頭互選ニテ定ム。棒組頭・論(論)頭ヲ定ムル会ヲ通称畝組ト称ス。ソノ定メタル役員ハ毎年六月二十日ヲ中心ニ溜池ノ樋ヲ抜キ放チニテ最終マテ樋止メセズ

下流下高瀬地区は古絵地図(讃岐国寛永絵図・慶長絵図)の書き込み、秋山家文書や口碑では、鎌倉時代には三野津湾では船の出入りや製塩を伝えるが、流路には大きな変化はなかつた。

水源の大麻山は溶岩台地、讃岐平野の最高所であるが、地形は単調で山塊も小さく、少ない降雨でも洪水になり易く、地質層序は讃岐の多くの山と同じように、讃岐岩質安山岩・凝灰角礫岩・花崗岩で、花崗岩は風化するとマサ土となり、流失しやすい。

地域はもともと寡雨地帯で、降雨型は、少ない雨が梅雨期や台風時に集中し、それがしばしばマサ土を抱いた濁流が鉄砲水となり川に溢れるが、平地に出れば河床に堆積した土砂は、周囲の田地より高く、川は天井川になる。

暴れ川に井堰を造り、井手を掘り引水して稲を作る。洪水があれば流失し、日照りとなれば枯死する。運を天に任せての稲作であるが、耕地の少ない讃岐では、先人はその確保に心血を注いだ。互いにその苦勞を知っているだけに、先鞭をつけた人にはその場所や用水の専有を互いに認め合う、川掛の稲作である。

このような低湿地を「さこ」「さこ田」と呼び、地名では「砂子・砂古・油」などの字が宛てられる。「〇〇さこ・さこ〇〇」といった地名が、一つや二つほどの地区にも残っている。

砂州の発達しているのは、大門横井(上勝間)から長法寺(新名)の間であり、そこには年を経て竹木が茂ったり、京松と呼ばれる松の地木もあり名勝地ともなっていたという。

川筋もそれを挟んでいたことから、古者は、高瀬川と呼ばず

配水ラシノ後ハ水乏シキ故ヲ以テソノ年ノ天候ト稲作ヲヨク見合シタル上三十分ノ考慮ヲ以テ万遺憾ナク配水収穫ヲ得ル如クナシ、ソノ年ノ配水ニ当リ、全責任ヲ以テ指揮監督ニ当リ、尚従ハザル者ハ水利規約ヲ以テ処罰ス

と定められ、論頭等のもつ大きな力がわかる(前掲「調査」)。

河原池脇之池は瀬丸池川掛流水により一八町三反七畝灌漑し、耕作者を以て組合員とし、棒組を作り、そのうち反別の多いものを棒親とする。組合の組織及び配水などは従来よりの申し合わせや定款に基づき役員会・棒親会・総会などにより協議する。

上高野地区下横井水利組合は耕作者を組合員とし、その中より世話棒を作り、輪番を以って論頭となり代表管理するとあり、世話棒の湯頭の権限には差があるが、他はほとんど変わらない。

第三節 水利慣行

一 川掛に関わる慣行

川掛 高瀬川は高瀬町の中央部を北西に貫流し、三野町を経て詫間町松崎に注ぐ。源は上麻大麻山、延長一五・四、流域面積六四平方、二級河川である。上流麻盆地には椈ノ木川・重谷寺川・西股川が梨棚状に集水し、中下流は乙田川(上高瀬)経堂川(三野町)などのほか少なく、本流に注ぐ梨棚状の川である。川沿いの沖積低地は河岸段丘状の微高地で、北岸は八つ山山麓に接する。

「ふた股川」と呼ぶという。一筋は河道、一筋は低湿地「川掛・井手掛」と呼ばれる稲作地で、岩瀬用水はここを通る。

五つの横井 鎌倉幕府の御家人秋山氏が高瀬郷の地頭となるや、傘下の武士たちは競って辺りを「名田」とした。後年秋山一族は地頭職や所領の存続を巡って、嫡系泰忠と庶系泰長が争い、貞和三(一三四七)年幕府の裁定に従い、和与状を交換した。

それによると、名田とともに、高瀬川沿いの五つの横井「木寺井・荒井・中井・額井・新名井」の引水時間も「一日一夜ずつ」中分している。

また、文和二(一三三三)年源泰忠三月五日置文・讓状には「一、池川同じく井手の事、一日一夜ずつ、便宜に従って入るべきなり」また、「違乱なく任すべし」とあり、新しく開発した名田・名主も異議を唱えず従うこととしている。その沙汰を行う拘束力は大きなものといえよう。ここに記された慣行については文禄元(一五九二)年の武田五兵衛が築造した岩瀬池をめぐる取り決めとともに、岩瀬用水利用の上で引き継がれたようである。それら横井のうち、木寺井・中井・額井はほぼ同名で引き継がれているが、新名井と荒井は、どこに当たるか不明である。新名井の名は、岩瀬用水にないが特に重視され井料米が給与されていること、これに似た慣行を持つ横井として竹田股があることから、竹田股を指すものかと思われる。また、荒井は高瀬川沿いに同名の横井があるが、これは所在地と受水所ともに秋山氏の領分には所属しないことから一応除外したい。主灌漑区域の矢田庄田は、

貞広・関などに秋山氏一族が信仰した法華宗門徒が多いこと、その取水は五かには有利だが三がには不利である点など考えるならば、このあたりといえようか。

その他では増原川をめぐる川掛、砂古・平池春掛、椋谷時水に關する慣行、糸井股の時水、上麻の皿池濁池に關わる慣行、瀬丸池にみる慣行などがあり、現在でもそのいくらかは残っている。

高瀬川の中流の新名から下高瀬地域は、前述のように鎌倉時代以降鎌倉の御家人秋山氏とその家来たちによって開かれた地域であり、水利慣行もそのまま従うこととされている。そして、その後築造された岩瀬池の用水のきまりとして引き継がれ、岩瀬池無掛の原拠ともなっている。その多くは付掛に由来し、これに似た慣行を持つ川・井手・溜池は多い。

比地満水池脇樋掛一町二反歩にある慣行も、それに似ている。脇池は満水池の前身であったことから、今も脇樋を持ち、開閉は本樋と同時に進行。が、満水池の水を自由に灌漑したり、水不足の時でも脇樋用に貯水する特権を持っている。また、水位が下れば脇樋樋口での水利組合備え付けの水車二台の掻上げ水が認められているのである。

勝間草蒲池は、『西讃府志』に「内池アリ」とあるように、池の一隅に少量の湧水が見られ、干魃時ともなればその取水権は特定の圃地だけが水利用権を持つのがその痕跡と思われるが、今その「内池」は見られない。

他の水利慣行 この他、以下のような慣行がある。

(5) 承水慣行

満水池は、七宝山・翁神山・高登山麓に多くの承水溝を持つが、いずれも集水域狭く水源に恵まれないため「該池を祖先がひたすら生活の資源とし、いかに貯水の為腐心せるかの跡を何うに足るのみなり」(前掲「昭和十一年水利慣行調査報告」)とあるように実益は少なかった。

七宝山の山の神分水における承水は満水池第一承水溝へ五分五厘、下司の三池(陽水池・水政池・唐頭池)へ四分五厘を分水する慣行が生まれている。

- ・山の神分水で全部受け二分 分石 自然石
- 本郷分 東流 五分五厘 下司分 南流 四分四厘
- ・満水池第一承水溝

本郷分東流は五分五厘(常水池・丸山池・満水池)、下司分は南流、四分五厘を陽水池水政池に貯水、余裕があれば満水・国市池・五丁池へ

- ・満水池第二承水溝
- 七宝山より 満水第一承水溝に平行に流れる。他にかやり承水溝・向江承水溝・落池承水溝があるがいずれも集水域狭く水量は豊かでない。
- ・上麻皿池濁池承水溝

上麻東岡地区は岩瀬池北部の洪積台地上にある。水利に恵まれず、隣の谷に皿池・濁池を築き、東岡に掘った二つの小池(名称は二ツ池)に貯める。承水溝は岩瀬池承水溝と共用であるが、二ツ池の満水が優先する慣行を持つことから、両

(1) 取水

水源の乏しい比地地区の溜池では、貯水を第一義とし、降雨があれば池守は出動し、総代の指揮のもと取水にあたる。水引の最中でも貯水を優先し樋を閉じる。

(2) 引水

水引人は毎朝受持ちの田に入る。

満水池では水引が配水中は自分の田であっても水口を自由に開閉することを許されない。夜間、開閉後溝の底に溜水があつても盗水せざることを厳守する。

(3) 配水順

満水池主要六溝の配水順位は池守にて塩梅し、水引といえども増減することを得ず、分石はないが整然と守られ古来より紛争はない。下勝間村相本池では濁水時には水引の上に「上見」という監視役を付した。

(4) 苗代水

苗代田は通常の稲作面積の数割に過ぎないが、育苗管理のため住居近くに設ける。土羽水路では途中での亡失が多いことから、多くの場合は井手小池の水を使い大池を抜開することはない。満水池について、「古来より苗代水に池水を使用することになりしも、近年の天候不順にはしばしば使用することあり、即ち本郷における苗代は小池係に設置せるも東光寺・長畷・吹毛ノ山の如く満水池以外から求めることができない時に限り使用」(前掲「昭和十一年水利慣行調査」)とある。満水池掛以外も考え方はほぼ同様だった。

池や東岡の開発は岩瀬池築造に先行したものとされる。承水期間については、後発の承水溝に非灌漑期の秋の彼岸から春の彼岸までを与える場合が多い。岩瀬池椋谷、国市池高取承水溝も同様である。

(6) 鏡石慣行(分量石である鏡石をめぐる慣行)

① 瀬丸池

池内の立樋は、上樋、中樋、鏡石下の底樋という三つである。用水が少なくて干魃に見舞われたときには、上樋・中樋は抜き捨樋となっていて、水掛全域を灌漑する。しかしながら、底樋は池尻羽方のものである。このことは瀬丸池築造以前この付近宮川での川掛による稲作が行われていた証左であるといえよう。

② 国市池

満水時は一つの池に見えるが、減水すると二つの池になる。それぞれ別の池掛をもつ古池で、築造過程も複雑である(前掲2五丁池図)。国市池と五丁池それを境するのが(共用堤)中堤、鏡石と呼ばれる石柱三本がその中央に据えられている。その高低はそれぞれの池掛の利水にかかわる。中堤は水中の土手である。香川用水以前、鏡石が出ると、村は総出で中堤上に土囊を積む。鏡石の左右一五間は石垣造り、三本は石柱、高さは同じだが中央が鏡石で永世石垣の目印である。鏡石以下の水は五丁池掛。比地中村の水、抜開も国市池側に二、三日早い慣行がある。

③ 白坂池

この池は、「佐股組明細帳」(高瀬町史)には水掛り三ヶ二本之

大村掛り、三ヶ一羽方大野上高野掛りとあり、「多度津藩羽方村池出水絵図」(文書)では「漑田惣敷数拾九町五反四畝内三町九反五畝羽方村、壹町九反六畝上高野村、壹町二反七畝大野村、拾二町三反五畝本大村」とある。『西讃府志』には一九町五反、一八九四(明治二十七年)年調べでは、旧掛一〇町八反、新掛二四町四反、現在は一一町三反というように灌漑面積が激しく減少している。

灌漑は白坂池の用水と沖積低地の出水の湧出水による。用水不足を補うため嵩上げし、その用水で新掛が生まれたが、もともと用水の乏しい所であるため、濁水となり、池内にある鏡石が露出すると新掛への配水をするかどうかは協議して決めた。しかし、配水された例がないことから、古い権限が強く認められていた慣行といえる。

(7) 抜開慣行

一番水のゆる抜のとき、池の神にお神酒を供え祀事を行う池は多い。佐股善能坂東の坊輿上池を別名「くらはん池」という。これは、昔「くらはん」なる人が一番ゆるで亡くなって以後皆が恐れれたことから、このような慣行が生まれたという。

(8) 植え付け時の配水慣行

① 歩水

用水不安のない大池は別として、たいいの池では、出来れば田植え用水は梅雨を辛抱強く待つ。六月二十一日ごろ「中(旧暦のはんげ)」のころ例年相当の降雨があるのでそれを待つ。降水

(1) 経営が成り立たなくなったため、水田に転換して稲作をするに至った。

(2) 用水も高瀬川の流域では不足するようになり、また、開墾地目変換により面積も増えたので、ますます用水不足をきたし、そのうち用水豊富な岩瀬池の灌漑用水を盗用するようになり、池掛り総代もこれを黙認したため増長し、ついに公然と盗水するようになった。

これが古来の慣習となり、池敷所在地の麻村六〇町歩、二宮二五町歩は水利費を負担せず用水を盗用しつづつある。なお、明治四十四年、大正元(一九一二年)年の干魃時、上流のみだりに引水したため。

(3) 本来の水掛で用水不足が生じ水論となった。

この説明に関し、この慣行は大正六年の「農商務省編農業水利慣調査」によって記されたものである。しかしながら、次の諸点で問題があるように思われる。

1 楠及び甘蔗などを勝間地方で経営として盛んに作るようになったのは幕末期、安政・嘉永年間(文書)のことである。

2 平凡社・河出書房など近刊の地名や溜池辞典の多くが岩瀬池を天水池としているように岩瀬池は用水豊富とは言えず、流末の多くに干魃多発の地がある。それを補うため前述したように、寛永期の岩瀬池増築時に西嶋八兵衛は、高瀬川椋谷口に承水口を設けた(西志)が、それは二つの丘陵性台地の尾根を迂回するうえに、水路が土羽造りであるため効率悪く、一九三〇(昭和五年)年

量が乏しいときは半夏生(はんげ)まで辛抱する。「はんげ半作」の譬えもあり、収穫量は著しく減少するので、それを超えるとき、田植えを執行するか、「歩水」とし植付率を減少するか、協議して決める。

② 走り水

一九九四(平成六)年の大濁水るときは昭和初期行われた「どびん水」こそなかったが、山間や大地の溜池掛では、「走り水」が復活した。水引による湛水の深さは通常二寸ほどあるが、走り水は文字どおり、田面を走るだけ。それでも走れば穂は実る。

(9) 残水

収穫も無事終わって後のなくてもいい水、干魃などでまだ欲しいのに池水がなくなってしまったのだが、わずかながら周囲からしみでるわずかの水のことである。それは翌年のに備えて貯水する。干魃の時には池尻に利用権があったという。鮒水・牛馬水・火事水・池尻水などと呼ばれる。「しまい水」も状況によって異なる。

岩瀬池無掛 これまでみた慣行のなかで、特に岩瀬池をめぐる「無掛」という慣行がある。以下これについてみてみよう。岩瀬池の無掛について『香川県ため池誌』は次のように叙述している。

岩瀬池の池敷は麻村及び二宮村にある。その池掛に「無掛」と称する水利費を負担しないで池水を盗水している地域が約五〇町歩ある。これは旧藩時代甘蔗及び綿を栽培していたが、

神田池底をサイホン仕掛けにした。これにより迂回距離を半減したものの、干魃回避のための水量確保には、香川用水の開通を待たねばならなかった(第四章第一節二参照)。

3 高瀬川本来的な水掛に関して文書での初見は、鎌倉の御家人高瀬郷地頭秋山泰忠(源泰忠)の文和二(一三五三)年三月五日の置文である。

岩瀬池の無掛発生の時期やその事由について、旧「高瀬町誌」は寛文六(一六六六)年「累代池守護可在之事付記文書」などをあげ「岩瀬池出来よりその後五ヶ村に分り、水懸高位ノ四千石なり、外二高二〇〇石あり、麻佐股入目構わず、但し御普請の時の小使、湯わかしを両村より出すなり」と記している。この慣行は岩瀬池築造以来四百年間、半ば公然と行われてきたものであるという。

無掛地区は俗に「岩瀬無掛百町」と伝えるが、その高「二〇〇石」とあり、その後、逐年次第に減少したが、池掛経費を負担したため、漑田面積は把握しがたい。

ただ、近年香川用水負担金は納めているので、水利総代からの聞きとりなどによると、その面積については次のようである。

① 西股地区 一九町二反二畝(池尻・川掛(前述))

岩瀬池は西股川の中流阿魔が谷を堰いたものであるが、築造時、既に川掛稲作が行われ岩瀬盆地周辺に西山講中を形成していたが、岩瀬池の築造によって池床となったことから、今は祀る人

とてない墓石を西山墓地に残して離散した。その下流西股は良田の拡がる地域である。天正六（一五七八）年長宗我部元親は、西讃岐に攻め入り支配し治める。天正九（一五八一）年高瀬地域の土地を調査した「坪付」を行った。主に大水上神社の旧社領「二宮郷」で三七か所三町五反を家臣吉松右兵衛に給付した。その坪付に西股の地名がある（〔工左衛門〕）。

池尻として無掛特権のほか残水を火事や牛馬飲水として確保しているが、それでも、干魃時には不足するので、隣接の馬嶽の地に補助として安養寺池を築造している。

② 下麻 六〇町歩（高瀬川沿い）《川掛稲作》

岩瀬池の前身勝間次郎池の池敷だった荒井・矢田・大麻浦・杉尾・庄田の下麻の穀倉地帯、矢田は前述の「坪付」にその名があり、この地周辺は吉松右兵衛の一族郎党等によって開発されたものと相定される。この地域も濁水時の用心に安養寺池掛に加わっている。

③ 佐股 五反歩《池尻・川掛》

ここも長宗我部の「坪付」域内である。下麻庄田に続く地域で、傾山・福井山に挟まれた二〇〇畝足らずの地形となっている。

高瀬川はこの辺りでわずかに南湾する。洪水時は幅は狭いが氾濫原となり、南岸部は遊水域、北岸部は砂州、岩瀬用水路はその南端に造られたであろうことは容易に目視できる。南岸との間が無掛特権を持つ稲作だけの一毛作田。現在、高瀬川・主要地方道二・三・二四号線・岩瀬用水路・勝田用水路などが走り、いずれも

は平池段丘崖南限に築かれ、間もなかったであろう。しかし、弘化四年にはその威力を発揮したのか「被害なし」とある。史料のように大道地藏寺原から砂古・平池のあたりが十年を経ずしてまた洪水に見舞われたのである。

また、ここには「澄んだ水は砂古の水、濁り水は新池（平池）の水」いった言いつたえもある。高瀬川の小支流利生寺川を流れる普段の澄んだ水は砂古のもの、寛文年間の築造とされる新池洪水時の濁り水（余水）は取水できるといった意味であるが、このような変わった慣行もあり、古くからの川掛稲作地帯であった。このあたりから、川は天井川となる。近年河床中央を掘り下げ、堤防を補強し、更に川沿いの低湿地は農地の基盤整備で乾田としたため、冷瀬井に無掛地はなくなった。以前の天井部（砂州）には竹木も生え、墓地にも利用されている。川も二筋に分かれ、古老は高瀬川を今も二股川とも呼ぶ。

高速道高瀬SA付近の堤防から平池集落を臨むと、川までの間、幅一〇〜三〇畝を隔て平池集落の民家が立ち並ぶ。いずれも一畝程度の石垣囲いである。川岸との間にある低湿地は春田の慣行を持ち岩瀬池の無掛となっている。一九三九（昭和十四）年の大干魃時、高瀬川堤防脇に出水を掘り水車二連で平池の田地に汲み上げたことから警察官も出勤の大水論となった。争点はそこにしみ出る水は高瀬川のものか、岩瀬用水のものかであった。

幅員を拡張し、民家も立ち並んだので無掛面積は大幅に減少している。

現在のような堤防が出来たのは戦後のことで、氾濫原は大道から平池・上高瀬井手に及んでいる。

次の史料は、天保十（一八三九）年と十年後の弘化四（一八四七）年の「御注進申し上げる口上の覚」に記された洪水被害を比較したものである。

被害箇所	天保十年	弘化四年
一 地藏原川堤切れ口	四間	拾間
一 同処横堤切れ口	三拾五間	二拾三間
一 平池下川堤切れ口三カ所	三拾五間	拾壹間
一 同所上高瀬井手筋切れ	拾間	所々五拾壹間
一 所々水押し砂入り	田地凡そ四町	貳町
一 石垣損じ	八拾七間五ヶ所	被害 無

特に天保十年の報告には「右は去ル八日朝より九日夜七ツ時迄大雨降り続き河水追々相増し所々切れ込み、段々田地水押し砂入り破損上りおり申し候、尤もその夜往来など所々破損所も御座候得共、先ず取り敢えず御注進申し上げ奉り候、此の段宜しく仰せ上げ下さるべく候」と、状況を生々しく安藤大輔が大庄屋三好新八郎へ伝えている。

大道から平池の高瀬川北岸の所々は大雨があると水没あるいは決壊する。「覚」に「田地凡そ四町之水押し砂入り」とあるのは平池春田のこと、また、天保十年に八七間、五カ所破損した石垣

二 水 論

郡池と腕池をめぐる水論 翁神山西麓、北寄り吉津山越に郡池が、南寄り比地村に腕池がある。共に七宝山中中尾の立岩水を承水とする溜池である。

宝永年中（一七〇〇年ころ）吉津村が比地中村を藩に訴えた。その内容は、立岩水は先祖から郡池へ取り入れていたというものであった。比地村の方は反対したものの郡池側の言い分がとおり、比地方は庄屋以下七人入牢という処罰を受けた。「比地中村古事記」〔高瀬町史〕はそれを次のように伝えている。

「塩山（志保山）仲尾立岩水は、吉津郡池と腕池へ往時より取水していたが、吉津村が『立岩水は郡池の水』と異論を唱えた。昔から腕池への井手跡が長坂にあるにもかかわらず、藩の裁許は『郡池の水流で、腕池は横水』とされ、比地及び中村の敗訴となり、庄屋・組頭・五人頭など七人は牢に入れられた。公事には負け、井手は潰された。まさに、天下の輪（まり）けり、けつたり踏んだりのめに合いました」というものである。

分水をめぐる水論 大原は、大麻山の中央部から、南に吉谷・大原・重谷寺・岡ノ坊と伸びる台地上にある。「村中畑方二十八町一反」のうち「十町」を大原が占める畑地帯といえる〔低地組〕。大原池・源宗寺池を順次築造して、ここを開発したのは香川氏ゆかりの岡根氏で、大原池を築造するとともに下麻吉谷から重谷寺の岡に本拠を移したのである。江戸時代の中ごろには大原新田畝一一町四反が開拓され、田所となった〔前掲〕。しかし、田

畑の位付は下々田、下々畑が多く、大原池の築造はこの状況を打開しようとするものであった。大原池のある台地は保水力の強い粘土質であるが、用水の絶対量が足りないため、もともと干魃の多発地であった。そんななか寛政十(一七九八)年大原池上井出掛から、池尻の分水について上・下麻村庄屋への口上書が出された(文書家)。

これには、大原池では池尻の分木で、上江六分は重谷寺、下江四分は岡ノ坊に分水することになっていた。ところが、下江の者が縊(狭くし)ったので上江の用水が少なくなった。このままでは重谷寺組のものは年貢も納められないから、元通りにさせて欲しいと記されていた。恐らくこの主張は認められたのであろう。その分木は現在ではモルタル造りとなっている。

これは分木・分石をめぐる水論であり、これについて麻地区郷土資料「旭光」(掲前)によれば、江戸時代末、二分はともかく一尺を三分一と三分二に割算して何寸何分と算出できる人は、村に数人しかいなかった。そのくらいであるから、四分六、七分三、ともなれば、算出も、納得も容易にはできなかったと思われる。また、分木は、磨耗し易い木であったが、後には石造りやモルタル造りに改めていき、比地地区では風化しやすい七宝山の凝灰岩(比地石)から花崗岩となっている。現在も残る大池の分水モルタル造りは、昭和初年のものであるが、これを算出設計したのは「その道の権威者京都大学工学博士」と伝えている(高瀬町史)。

これで見ると氏名は伝わっていないが肩書きが残っている点でいるのに、それを待ちきれない上高野村民が多数押し寄せ、鳶口などで池守や羽方村民に傷を負わせた」ことが記されており、ここから羽方村と上高野村との紛争が始まったのである。寛政十二(一八〇〇)年には、上高野の新地に瀬丸池の抜き水をすべてとりこむ事態がおきた。羽方村庄屋森小八郎と上高野村庄屋善四郎との掛け合いで解決したが、それを後年の証拠として文書の形にして残しておいた。安政六(一八五九)年五月に再び水論が起こったときは、この文書の控えを藩の内覧に供して既得権を守ろうとした。その証拠となったのがこの史料である。

主な争点は、田植えをするのに西樋を抜き下げるが上高野大池の新池に入れるようなことはしないことや捨水・井手筋の漏水は三日二夜の余日に利水することなどであった。そして、これはそのまま認められた。

その後も水論はたえなかったが、大正四(一九一五)年双方が従来の行き掛りを捨て、新たに、一か条と付則からなる「瀬丸池水利に関する契約証」(高瀬町史)を交換し、その厳守を誓い合った。更に、一九八一(昭和十六)年香川用水を受水し、瀬丸池がその調整池となり、水上池・大正池・新池・白坂池などに配水することになり、最終的に解決をみた。

竹(武)田股をめぐる水論 高瀬川沿いの地域に多い水論は、流水は川水か岩瀬用水かという争いである。高瀬川の取水に関する慣行は前述した。この中で秋山家文書に出てくる新名井という横井について以下に述べる。

をみれば、その難しさは理解できよう。

白坂池の水論 宝暦十二(一七六二)年午五月二十六日、白坂池では本ノ大村水番六人、白坂池守五人が「ゆる」を抜き配水していた。そこへ羽方村の百姓二〇余人、本ノ大村の百姓二〇人余が押し寄せ口論となり、「七ツ時だから昔からのようにいつものとおり樋止めせよ」と迫り、「まだ流末まで水が行き渡っていないので延ばしたい」という本ノ大村の池守を打ち倒し、傷を負わせ、羽方村の二人にも傷を負わせるという事件が起こった。

結局、財田組大庄屋宇野十蔵、高瀬組大庄屋三好新八郎らにより、羽方村から本ノ大村に、今後白坂池の水について、横道がましい事はしない、本ノ大村からの池守の妨害をしないなどの一札を入れ内済とすることで決着した(羽方村白坂池水出入帳)。

通常、池所と池掛では池所の利配水権が強いが、内済にこだわったのは、池掛の本ノ大村(高瀬組)が丸亀藩領、池所の羽方村(財田組)がその支藩の多度津藩ということのためである。その意味でとかく問題が発生しても事の当否により内済が重視されることになったのである。その分不満も多かったようである、このような事件に発展したといえる。

また、「寛政十二年九月十日上ル瀬丸池用水ノ儀二付キ上高野村掛合之覚、安政六年五月御内覧二入ル御上ル控羽方村控覚」(高瀬町史)という史料がある。

この水論については、延享四(一七四七)年の「多度津藩日記」に「渴水時瀬丸池底樋を抜くには大庄屋が立会する決まりになっ



写真 4-8 武田股近辺を示す絵図(白井通正氏蔵)

現在新名井と呼ぶ横井はない。この横井より水をうける地域は、鎌倉時代、一石五斗の井料米の給与があったが、江戸時代にはなくなつた。そのため、それを暗に下流に求め、下流は酒肴を贈って配水の便宜を願う慣行となつたといわれている。

この慣例について、安政七(一八六〇)年、下流の新名村から次のような訴えが藩に出された。

岩瀬池の水掛では上勝間・下勝間・上高瀬・新名・下高瀬五か村で分水の割合には昔からの慣例がある。その時の状況に応じて番水の時でも、早く入った時はすぐ引き上げ、不足する場所に分けてやるというように融通しあつてだいた

い甲乙のないようにしていた。しかし、竹田股は畝数の割合以上に水を引き、また庄田横井からの高瀬川の水も独占し、余って捨てても知らせてくれない。下流のものは仕方なく酒代を払って、その水をもらい受けている。このような特権をなくして五か村一般同様になるよう、嚴重に申し付けてほしい、というものである。その結果は不明である。

また、高瀬川をめぐる紛争では、一九三九（昭和十四）年の干魃のときに起こった平池春田と岩瀬用水をめぐる争いが大きい。

池掛総出で高瀬川沿いに五ヶ四方の出水を急造し、そこにしみでる高瀬川床や地下伏流水を水車敷台を連ね昼夜兼行で汲み上げた。これは岩瀬掛にとっては一大事である。干魃時、細々と流れてくる岩瀬用水は、出水のあたりの砂地にしみ込んで下流に進まない。それを防ぐため川の中を一、二ヶ掘り下げ溝を急造したが効果はない。そのうち水をめぐる喧嘩が始まる。子供たちも見物に押し寄せた。そして警察官も出勤する騒ぎにまで発展したのである（前項参照）。

廿一日朝より

二夜三日執行仕候、則廿一日昼時半御院、御神納有二民悦申候

綾子姫の墓と綾子踊 上麻地区の上梅には綾子姫の墓と碑文が残っている。これは一九六八(昭和四十三)年に当時の県文化財専門委員草薙金四郎氏の撰文によるものである。

綾子姫の碑

人皇第百十三代東山天皇に仕えた公卿三条実秀の息女で才色兼備の官女七条院綾子姫は故あり沖姫を従え讃岐に流さる。その途次金刀比羅大権現の靈験によりて暴風の難をのがれ感恩して参籠する。即ち神託に従つて当地組頭取締役宙宇帯刀大川利右衛門に従え姫は上梅に沖姫は東善に住む。時宝永三年春四月より雨なく草木みな枯死す。百姓は水を求めて神に祈る。組頭は綾子姫に依頼し説き教えて京の御所の伝わる舞曲に蓑笠を着し特有の振付けにより雨乞い踊りをなす。俄かに驟雨来り五穀の豊穰万民安堵す。爾後綾子踊りと名付け旱魃時はこれを奉納するに必ず大慈雨の奇蹟あり。今県無形文化財に指定さる。綾子姫の墓は秘伝と共に上梅の地に埋もれ悲運の物語りと共に忘れ去らんとするを愛惜し報恩慰霊のため記念碑を立つるものなり

これによれば、江戸時代に京都から流れてきた綾子姫により、現在隣町の仲南町に伝承され国重要無形民俗文化財に指定されている綾子踊が始まったというのである。史料の出典は不明なが

ら、宝永三年という具体的な年号や伝承(高瀬町史民俗・自然編第九章第二節)などから、近世には現高瀬町上麻地区の人々も綾子踊に関わつていたことが推察され、雨乞踊として踊られていた可能性がある。

このように、高瀬町域では、盆踊や綾子踊などの奉納、龍神の棲む聖地鰻淵での雨乞、善女龍王への請雨祈祷、金毘羅への火もらい習俗など、多様な雨乞習俗の実態を見ることが出来る。

二 高瀬地域の災害

江戸時代の災害 香川県全体で見た場合、前項のように日照りによる干害が一般的といえる。ここ高瀬地域においても、地形や溜池の多さなどから同じような傾向を持つといつてよい。ただ、高瀬川という大川が流れている点で、河川の洪水という災害も大きな被害を及ぼしている。これらを踏まえ、江戸時代全体にわたつて讃岐及び西讃に関わる地域における主な災害の様子を見てみると、以下ようになる。なお、古い時代のものも、ここに取上げてみた。

〔讃岐及び高瀬地域に関わる主な災害〕

- 貞元元(九七六)年 諸国で大地震頻発、讃岐においても六月十八日大地震起こる(讃岐国大日記、以下)。
- 養和元(一一八二)年 天下大飢饉、讃岐においても四月・五月に大飢饉起こる(大日記)。
- 建保四(一二二六)年 八・二十八 洪水大風、天下大損亡。讃岐においても大風吹き堂舎破壊(大日記)。

寛喜二(一一三〇)年 この年、風雨寒気により五穀実らず、四国の損亡甚だし(明月)。

正嘉元(一二五七)年 京都大地震、讃岐においても地震起こる(大日記)。

正嘉二年 八・一 暴風雨激しく諸国の田畑ごとごとく損亡。讃岐においては一日は大風、二日に洪水(大日記)。

康安元(一一三六)年 六・二十一 畿内・西海道大地震。摂津・阿波に津波起こる(愚管記)。

応安四(一一三七)年 この年、三野郡西大野郷付近大早魃。讃岐では五月十四日から七月二十日まで雨降らず(大日記)。

永徳元(一一三八)年 この年、讃岐では三月下旬から八月下旬まで雨が降らなかったという(大日記)。

至徳三(一一三八)年 讃岐では百日雨が降らなかった(大日記)。

応永十四(一一四〇)年 五月十八日から七月十五日まで雨降らず(大日記)。

応永二十七年

この年、讃岐でも大旱魃起こる(大日記)。

永享二(一一四三)年 八・十七 讃岐で大雨・大風(大日記)。

寛正元(一一四六)年 八・二十九 諸国大風、洪水。讃岐では

晦日に大風吹き、これによって稲実らずといふ(大日記)。

文龜三(一一五〇)年 前年より諸国旱魃。夏、諸国炎旱。讃岐

においては七月十七・十八日の両日、炎暑のため山野・屋裏の竹木がみな割れたといふ(実録)。

永祿二(一一五五)年 六・三 讃岐において五月十日から八月十九日にかけて旱魃(大日記)。

慶長元(一一五九)年 閏七・十一 夜讃岐に大地震(讃岐小史)。

寛永九(一一六三)年 大旱魃(讃岐探検書二番川)。

明暦二(一一六五)年 十・十八 この夜、丸亀城中残らず焼失という(英公)。

延宝三(一一六七)年 この年、丸亀藩飢饉につき穀類他国への船積みを停止し御救いとして大麦七〇石を与え白銀二〇貫目を無利子で貸し付ける(古法)。

元禄八(一一六九)年 七・二十一 丸亀大風雨(古法)。

元禄九年 この年、丸亀藩飢饉につき御救いとして表七〇石を給与する(古法)。

宝永元(一一七〇)年 この年、飢饉につき丸亀城下の飢人三二〇五人に大麦一五〇石の代銀六貫目を給与する(古法)。

宝永四年 十・四 丸亀で大地震が起きる。このとき詫間塩田崩壊。高松藩領の五剣山の一峰が崩れる(近世備前史)。

享保六(一一七二)年 閏七・十五 十日十四日大風雨あり。この

享保九年

日土器川堤防決壊する(古法)。

この年、高松藩大旱魃により、年貢が三万

七〇〇〇石の減収となる(祝記)。

享保十一年

四・十六 丸亀藩、飢人に大麦一五〇石の

享保十四年

代銀六〇六匁四厘を給与す(古法)。

秋 高松藩領は四度の風雨洪水により「破

免」となり二万九〇〇〇石の年貢減となる

元文三(一七三八)

年五・九 丸亀大風雨(古法)。

明和七(一七七〇)

年 この年、四国・中国大旱魃。讃岐も百六

十日照り続き米作は

半分となる(野夜

話)。

このころ、丸亀藩

領内で凶作が続いて

農民が困窮し年貢米

の未進により藩財政

が悪化する(佐伯家文

書「万覚帳」

「瀬戸内海歴

史民俗資料館蔵)。

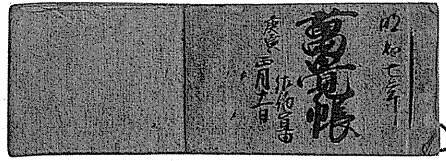


写真5-12 佐伯家文書明和7年「万覚帳」の一部 (瀬戸内海歴史民俗資料館保管)

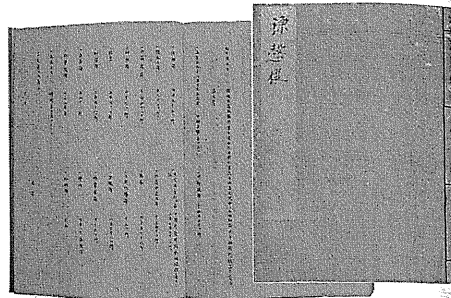


写真5-13 「高松藩御令條之内書抜」(源愨一代)の表紙とそその一部 (文書館蔵)

雪おさる(高松藩御令條之内書抜)。

十二・十九 雪降り五寸。

二十四 雪八寸積む(祝記)。

天保九年

九・十 雨大荒れ、大風、八日より十一日まで

で雨降る(祝記)。

十・二十四、五 火事一〇〇軒、観音寺村。

天保十年

八・八、九 大雨降り河筋いたみ九日夜大風

天保十四年

三・二十一 暮れ方に大麻山大火事。

弘化三(一八四六)

年 二・十八夜 雨、同夜より翌日まで大風

天明五(一七八五)年六月 旱魃につき雨乞いの願書が各郡より

寛政二(一七九〇)年 高松藩領大旱魃となる。

寛政五年 大雨洪水(「谷池の

文政二(一八一九)年七・十九 大雨にて稲作痛みの事(祝記)

文政四年 村々日照り続いたため所の井壺を浚え出

した(祝記)。

文政六年 未嘗有の大干ばつ讃岐全体で稻等の秋作

物が枯れ大凶作となる(渡辺家御用日記)。

文政十二年 七・十八 大風雨、家田地流れ稲綿同様の事(祝記)

天保三(一八三二)年八・四、五 大雨。

十二・八 大雪

天保五年 七・二十三、閏七・六 二度の風雨のため高松藩

内において広大な田畑損耗、ため池、橋な

ど多数が決壊、塩田などでも被害甚大(高

松藩

御令條之)。

天保六年 八・六 夜、大雨風、綿作いたみ(祝記)。

二・十七夜、八つ七つの間、大地震。明けて

大風になる(祝記)。

高松藩では昨年に続き田畑損耗など大被

安政元(一八五四)年 十一・四 午前一〇時ころより大地震。

翌五日の午後四時過ぎまで大揺れ三回。讃

岐各地で被害(諸國珍事大要録)。

満濃池底樋に狂いが生じ再び破堤(讃岐

池)。

安政三年 六・二十七 旱魃が続き、丸亀藩領那珂郡上

榊梨村では村高の半分ほどの耕地が無水の

状態となる(万日記)。

以上のような災害が抄出されるようである。なお、ここで特に

参考としたのは、『新編丸亀市史5年表編』、旧『高瀬町誌』、『善

通寺市史第二巻』である。

これで見ると、地震、大風、大雨、火事、大雪(これについて

は、一〇%でも積もれば現在では交通マヒが起こることを考え取

り上げた)などが災害といえる。特に、地震については記録に残

るものとして貞元元年から康安元年、慶長元年、宝永元年、安政

元年というように四百年、三百年そして約百年の間隔で地震が起

こっている。江戸時代に入っては百年おきに起こっているといっ

てよい。以下、高瀬地域における災害の様子をできる範囲で史料

から見ていくことにする。

三 史料にみる災害

大雨・洪水 羽方村の庄屋であった森家に「宝曆十一年歳々万

第5章 村の生活

願控帳」という史料がある。この中に、明和九（一七七二）年の八月二十日夜におこった洪水の記録がある。以下に取り上げてみよう。これは、財田川支流の宮川に関する洪水といえる。

明和九年辰ノ八月廿日夜大雨ニて廿一日の六ツ時より瀬丸池切れ晩八ツ過ぎ迄二切れ止まり候、廿一日ニ金右衛門丸かめえ御注進ニ上げ申し候処、金毘羅橋流れ落ち候て帰り申し候間、廿二日ニ九左衛門丸かめ御注進に上げ申し候

として、丸亀へ報告に行かせている。これは、羽方村の隣の上高野村の庄屋が出したものである。これで見ると、八月二十日の夜に大雨が降り、そのため翌二十一日の六ツ時（午前六時）から池（の堤）が切れて、晩の八ツ過ぎ（午前二時か）に水が止まったと記されている。そしてこのことを報告するために丸亀へ向かった使者が、途中の金毘羅橋のところで橋が流されていたため引き返すという事態にもなったという。相当に大きな洪水だったのである。史料には「辰ノ洪水」と記されている。なお、瀬丸池の堤の普請願（修復願）を見ると、「堤長上口 式拾三間 堤長そこ拾四間 堤長根置式拾五間 馬踏六間 高サ五間」となっている。高さ約一〇呎の堤が約四〇呎にわたって崩れたということであろう。

では、羽方村の被害はどうであったろうか。残念ながら、羽方村での洪水の概要については、まったくわからない。恐らく、被害が大きすぎて記録することもかなわなかったのではなからうか。それで、この控帳には、まず上高野村の記録を記し、その後

である。

高瀬川の洪水を見てみると、「乍恐御敷奉申上口上之覚」（安藤家文書）という中の弘化四（一八四七）年の記事に、七月十四日の明け方に大雨風があったとあり、「去ル十四日晝より七ツ時迄大雨風にて夫々水押し破損仕り稲綿両作共余程痛み候様相見え（中略）尤も其の余往來道等専ら破損も御座候」と記されている。その内訳は、地藏原往來道、同所川堤切れ口、同所横堤、下川原横堤、株屋敷川堤、平地といったところが破損し、田地も二町ばかりが水押し砂入りの被害を受けている。宅地などの被害はないようである。また、この三年後の嘉永三年にも大雨により洪水が起こっている。これは、九月二日のことである。その記事を以下に引用してみる。

覚

- 一 田畑砂入り 高三石壹斗六合五勺
- 一 川堤損 式ヶ処
- 但し 長五拾五間
- 一 往還道損 五ヶ処
- 但し 長四拾三間
- 一 掛かり井手 壹処
- 但し 長八間
- 一 山崩れ 五ヶ処
- 但し 長五拾二間
- 一 半潰れ家 壹軒

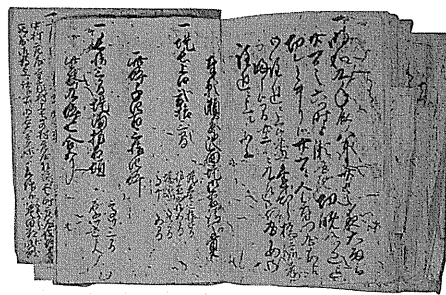


写真5-14 森家文書 宝暦11年「歳々万願控帳」の一部（高瀬町教育委員会蔵）

に、まったく同じ文言で、羽方村の庄屋銀九郎からの普請願いが記されたのである。この普請願いを見ると、修復に動員される人数は延べで九五二八人ばかりとなっている。このうち、羽方村方の負担は九五二人となっている。これらから、災害の規模を想像するしかないであろう。

ただ、この後始末につ

いては、「表方、御普請方、御奉行様金子利兵衛様、右原三〇（中略）御見分」という「覚」が残されている。そしてこの見分では、上高野村庄屋と六と羽方村庄屋、寺家村庄屋とが池所で同席している。この会合は、瀬丸池の水掛りになっていった上高野村の今後における田畑への灌漑水確保のための相談であったかといえる。災害の片付け以外のことも行われたのであろう。

また、天明二（一七八二）年の「歳々万願控帳」（森家文書）には、「天明六年午ノ九月六日ノ洪水破損所御注進之覚」として「たけ口川堤切れ口 瀬丸川堤切れ口半崩れ 二ノ宮大道破損所 上土井大道破損所」が記されている。この天明六年にも洪水が起こったの

一 流れ死人 御座無く候

一 牛馬怪我 御座無く候

右の通り、去ル九月二日夜大風雨出水にて村中損じ候処申し上げ奉り候、此の段、宜しく仰せ上げられ下さるべく候、以上

嘉永三年 戊十月

大庄屋 三好新八郎殿

（前掲、安藤家文書）

とあり、道、井手、山、堤、田畑に被害があったものの、人には被害がなかったことが分かる。この他、田畑の被害について、「川筋破損水押し砂入りの場所（中略）余程御座候様相見え申し候間、見分の上申し上げ候」と記し、窮状を訴えたりもしている。この洪水も大きなものといえるが、これよりも大きな洪水としては慶応二（一八六六）年に起きた「寅ノ大洪水」であろう。『さぬき高瀬のため池』の中の「旭光」には、次のようにある。

慶応二年丙寅ノ歳八月朔日ヨリ一週間、日光ヲ見ズ降り続キ、七日ニイタリテ、マスマス甚ダシク、夜ニ入りテ、イヨイヨ猛烈、盆ヲクツガエシ、車軸ヲ流スドロコロエハナク、形容ノ語ナシ。午前〇時頃、岩神池ノ堤ハ半バ以上決壊シ、川ノ大暴漲、榎谷・ヲドロモ、降り水ニテ一面ノ湖水トナレルニ、加フルニ池水一時ニ迸出セルニヨリ、有名ナル寅ノ大洪水トナリ、高瀬川ノ損害甚ダシカリキ

これを見る限りでは、その被害は想像もつかない。先人たちは

このような災害を乗り越えてやってきたのである。

地震 第一項で年表ふうにとめたが、地震があれば、讃岐全体にその被害を受けているようである。恐らく、百年に一回程度の割合で起こっているように思われる。江戸時代では、慶長元(一五九六)年、宝永四(一七〇七)年、安政元(一八五四)年の計三回地震に襲われている。慶長のときの地震は、畿内地方で被害が大きく大坂城の石垣の一部が崩れたという記録がある(中央公論社)が、讃岐においては明確な記録が残っていないので(日本の歴史)が、讃岐においては明確な記録が残っていないので分らないのが実状である。次の宝永四年の地震では、関東を中心に起こり、その後富士山の噴火が始まり、更に西へ移動したようである。讃岐では五剣山の一峰を崩すような被害を及ぼし(補高松藩)、丸亀藩では詫間塩田を崩壊させたという。この地震でも、それほど史料が残存していないため、その全容解明は今後の課題といえよう。

ただ、安政の地震は、最近の市町村史刊行ラッシュのお陰からか、近世の地方史料の盛んな掘り起こしにより、少しずつ解明されつつある。別所家文書の「御用留」を見ると、「一昨五日晩より夜分の大地震二付き、郡内転び家並び二損所・怪我人等有無大旨申し出候様仰せ聞かされ相尋ね候所、転び家百二拾軒位御座在るべく哉、尚又、損所・怪我人等は(中略)御座無く候、郡内二ても下下郷より大野・浅野辺迄は地震甚大、夫より上分山分等二では順々ゆるやか二御座候」と記されており、十一月五日の晩より地震があり、香川郡内では一二〇軒ほどの家が転倒した。被害

いたようである。野宿で生活する農民も出るほどの大地震ではあったが、被害はそれほどでもなかったのか、具体的な数値は書かれていない。どちらかといえば、讃岐の東部に大きな被害を与えたようである。この震源は、史料に記された被害の様子などを考えると、紀伊水道から小豆島へ続く海底か更に直島よりの海底かと思われる。

このあと、讃岐を襲った大地震は、高知県に大被害をもたらした昭和南海大地震となるのである。

第三節 林野制度の整備

一 林野支配の確立とその整備

生駒時代の林野 讃岐では、第一章・第二章第二節で見たように、豊臣政権下において千石秀久、尾藤知宣、そして生駒親正と領主がめぐるしく代わり、徳川政権に移り替わってからも、生駒氏は四代高俊のときに改易となり、西讃岐では山崎氏、京極氏と領主が移った。このような中でも、幕府や藩による支配の仕組みは着実に固まり、寛文・延宝ごろには京極氏による支配が確立した。

讃岐における近世社会は、生駒氏の讃岐入部によって始まったというのが定説である。生駒時代の林野政策は、支配体制の確立が十分でなかったこともあり、県内各地に残っている文書から類推するしかないのが実情である。例えば、代官という役職につい

は大野や浅野(現香川町)と南から山へ寄るにつれて少なくなっているところがある。また、「増補高松藩記」には、高松城内で天守の瓦が落ち石垣崩れ、高松城下では家中町家あわせて一六六軒潰れ藩内の人家三〇〇〇余戸がこわれたとある。長谷川家文書「覚帳」には、丸亀城下では一〇四軒倒壊し、死者二人、余震は翌年一月十八日まで続いたとある。

また、高瀬地域では次のような記述がある。
去ル四日朝より七日迄前代未聞の大地震にて百姓一統大いに迷惑仕り、野中え小家掛け野宿仕り候次第二御座候、其の後、未少々宛震動は相治まり申さず候得共、先ず唯今迄屋根壁或は築地等少々痛み御座候由申し出二御座候、其の余異義は御座無く候得共、先ず取り敢えず此の段御注進申し上げ奉り候、宜しく仰せ上げられ下さるべく候、以上

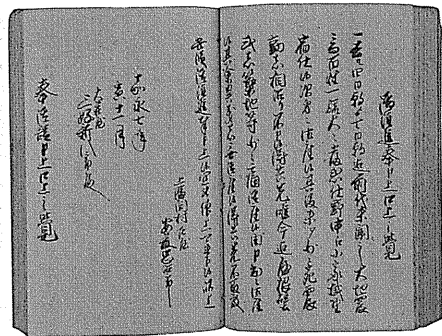


写真5-15 「乍恐御敷奉申上口上之覚」の一部 (安藤良夫氏蔵)

これをみると、この地震は三日間揺れが続

てみてみると、慶長元(一五九六)年に生駒二正が油佐平右衛門を由佐村の代官に任命したのが、その初見である。が、十年後の慶長十年十一月十四日付の代官に蔵人を預けるといった尾池玄蕃宛ての藩主一正の代官所預状をみれば、その内容に藩主と代官との個人的関係がうかがえるという。その後、元和期を経て寛永二(一六二五)年までには郡奉行などが設定され、代官はその下に位置づけられるようになったという(香川県史)。この段階でも、まだ一役人としての代官の役割が不明確であるといえよう。村支配に関してこのような状況であることから、林野への支配の仕組みは十分に確立されていたとはいえない。

生駒時代の山林に関する史料は、『新編香川叢書史料篇(二)』に多く収載されている。その中、源勝寺文書には「坂本村八幡の前東原野山にて屋敷三拾間四方遣わし申し候」と、坂本村(現高松市山田町)の八幡宮前の野山(野原)に三〇間四方の屋敷地を与えられたと記されている。その他、三谷寺の寺中三町四方の竹木の刈り取り禁止(西光寺)とか西光寺境内五町四方の竹木の刈り取り禁止(文書)といった文書で、概して、生駒家の寺社への土地寄進や寺社領の保護に関する文書といえる。特に寛永二年の三野四郎左衛門と疋田右近の連名による制札が二通あり、この時期に集中して行われたと思われる寺社への土地の分譲・保護政策の様子が分かる。ただ、由佐家文書には「百石舟分」のそぎ板を「安原山」で調達するよう一正が命じた書状が残っている。朝鮮出兵期に関する史料であり、船材の供給地として安原山が登場してい

つき一〇〇円までしか認めなかった。いわゆる「五〇〇円生活」が続くことになる。県商工会の調査によると、当時一世帯五人の生活費は公定価格だと六六三円、卸売市場価格で九二七円、やみ値では一四六〇円を必要とし、飲食費だけでも三七四円六七銭の支出となるから、とうてい五〇〇円では生活できなかった。主食の配給だけに頼り、栄養失調で餓死した裁判所の判事が出たほどで、やみ売買は警察の取り締まりにもかかわらず、日常のことだった。

このような戦後のすさまじいインフレは、一九四八（昭和二十三）年末の経済安定九原則と、翌年のドッジ・ラインによる指導まで、約四年間続いた。

三 災害の発生

暴風雨の災害 終戦の年の比地二村役場『日誌簿』八月二十五日の欄に、「午後四時ヨリ夜半ニカケテ暴風雨、敵ノ占領上陸ヲ明日ニ控ヘテ神風吹クカト疑カハシムル計リナリ」、九月十八日の欄に「未明暴風雨、役場樗（せんだん）、学校柳倒伏ス、稲穂白穂トナリ、相当ノ被害ヲ受ク、電話不通トナル」と書かれている。暴風に止まらず、長雨も続いた。城原地区眞鍋福治の覚書に「又々小雨ナルモ続ケリ、為メニ大見砂古ヤ新名横山前稲田水溜り、遠見白ク見ヘタリ」と書かれている。台風、降雨のほか停電にも悩まされた。「已ニ四五日間電灯更ニツカス、甚タイブカシト思フ時、又々一夜電灯明ラカニ附キタリ」と。

戦後はしばしば暴風雨の災害に見舞われた。終戦の年十月八日には財田川さいたがわが各所で決壊、翌一九四六（昭和二十一年）五月九日の大雨で大谷池（萩原）が決壊、四七年七月九日にも大雨洪水、九月八日にはキャスリーン台風来襲、四八年七月二十八日に雷雨・落雷で被害甚大、十月五日にリビー台風が来襲した。占領統治期の台風にはアメリカ女優の名が付けられ、四九年六月十八（二十一日）のデラ台風、七月二十九日のヘスター台風、五〇年七月二十七日のヘリン台風、九月三（四）日のジェーン台風、九月十三（四）日のキジア台風などと呼ばれた。台風のほか大雨や冬の大雪、夏の旱魃も農作物に甚大な被害をもたらした。

南海大地震 一九四六（昭和二十一年）十二月二十一日午前四時一九分、大地震が起きた。震源地は潮岬の南南西沖五〇哩の海底でマグニチュード八・一であった。被害は四国、九州、近畿、中国及び中部地方の一部にまで及んだ。死者一三三〇人、住宅の全壊九〇七〇戸、半壊二万九二〇四戸、流出家屋一四五二戸、香川県でも死者五二人、負傷者二七三人、全壊家屋六〇八戸、半壊二四〇九戸（香川県史）。そのほか埋立地や塩田では地割れ、また道路や溜池・河川堤防の決壊も起きた。被害は電気、鉄道、上水道にも及んだが、二十四日頃にはその一部が復旧した。

県は県庁内に県震災対策本部を設置し、四国軍政部にも逐次被害状況を報告して、支援を求め、物資や医療品の確保、復旧資材の輸送などに努めた。